公立大学法人神戸市看護大学研究に関する倫理規程の一部を改正する規程をここに公布 する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第39号

2 前項の場合において,研究者は,許可後 遅滞なく審査会の意見を聴くものとし,

審査会が不適当である旨の意見を述べた

ときは,当該意見を尊重し,適切な対応を

公立大学法人神戸市看護大学研究に関する倫理相段(2019年4月1月相段第106号)の一

公立大学法人神戸市看護大学研究に関する倫	理規程(2019年4月1日	規程第106号)の一
部を次のように改正する。		
(改正前)	(改正後)	
第1条~第17条 (略)		
(研究実施の許可等)		
第18条 (略)		
2 学長は、研究者から前項の規定に基づ		
く研究の実施について許可の申請があっ		
たときは、公立大学法人神戸市看護大学		
研究計画に関する倫理審査規程(2019年		
4月規程第107号。以下「倫理審査規程」		
という。)第10条第1項の規定による公立		
大学法人神戸市看護大学研究倫理審査委		研究倫理委員会
<u>員会</u> (以下「 <u>審査会</u> 」という。)の意見を	委員会	
尊重しつつ、許可又は不許可その他研究		
に関し必要な措置について決定しなけれ		
ばならない。この場合において,学長は,		
<u>審査会</u> が不適当である旨の意見を述べた	<u>委員会</u>	
ときは、当該研究の実施を許可してはな		
らない。		
(<u>審査会</u> への付議)	<u>委員会</u>	
第19条 前条第1項の規定に基づく学長の		
許可を受けようとする研究者は, 倫理審		
査規程に基づき、あらかじめ <u>審査会</u> の意		<u>委員会</u>
見を聴かなければならない。		
2 前項の規定にかかわらず、多機関共同		
研究として、他の研究機関の研究代表者		
が一括した審査を受け、許可を受けた研		
究については、 <u>審査会</u> の意見を聴くこと	<u>委員会</u>	
を要しない。		
(公衆衛生上の緊急許可)		
第20条 研究者は、前条第1項の規定にか		
かわらず、公衆衛生上の危害の発生又は		
拡大を防止するため緊急に研究を実施す		
る必要があると判断したときは、当該研究の実体について家本への意思な時に対	-	3 A
究の実施について審査会の意見を聴く前	<u>委</u> 身	<u>会</u>
に学長の許可を受け研究を実施すること		
ができる。		

委員会

委員会

(改正前)	(改正後)	
とらなければならない。		
第21条 (略)		
(研究の概要の登録)		
第22条 (略)		
2 (略)		
3 前2項の規定にかかわらず、研究対象		
者等及びその関係者の人権又は研究者等		
及びその関係者の権利利益の保護のため		
非公開とすることが必要な内容として,		
審査会の意見を受けて、学長が許可した	<u>委員会</u>	
ものは,この限りでない。		
(研究終了後の対応)		
第23条 研究者は,研究を終了(中止の場合		
を含む。以下同じ。)したときは、その旨		
及び研究結果の概要を遅滞なく <u>審査会</u> 及	<u>委員会</u>	
び学長に報告しなければならない。		
$2 \sim 4$ (略)		
第24条 (略)		
附 則 (略)		
	<u>附 則</u>	
	この規程は,2025年4月1日から施行す	
	<u>る。</u>	